

## 第1章 基本計画策定にあたって

### 1 趣旨

岐阜県では、平成18年に「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」を基本理念とする「岐阜県森林づくり基本条例\*」（以下「基本条例」という。）を制定し、天皇・皇后両陛下をお迎えして下呂市で開催した「第57回全国植樹祭」の開催日である、平成18年5月21日に施行しました。

この基本条例の第12条に基づき、森林づくりの基本的な計画（以下「基本計画」という。）を、平成19年に「岐阜県森林づくり基本計画（H19～23）」として策定し、林業経営を重視した「生きた森林づくり」に取り組みました。

平成24年には「第2期岐阜県森林づくり基本計画（H24～28）」を策定し、それまでの「生きた森林づくり」に加え、新たに環境保全を重視した「恵みの森林づくり」に取り組みました。その財源として、同年4月に「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、県民全体で森林や河川の保全・再生を支えていく新たな仕組みができました。

平成27年に揖斐川町で開催した「第39回全国育樹祭」の成果を踏まえ、平成29年には「100年先の森林づくり」を新たな柱とした「第3期岐阜県森林づくり基本計画（H29～R3）」を策定し、将来の望ましい森林の姿へと誘導するための計画づくりに取り組んできました。こうした中、令和3年度に第3期基本計画が終期を迎えます。

近年、激甚化・頻発化する災害への対応や、世界的な目標であるSDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの実現など、社会情勢の変化や新たな時代の潮流を勘案する必要が出てきました。そこで、第3期基本計画の評価を踏まえ、令和4年度から5年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～8）」（以下「第4期基本計画」という。）を策定いたします（基本条例第12条第6項関連）。

### 2 基本計画の位置づけ

基本計画は、基本条例に基づき、知事が定める森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です（基本条例第12条第1項関連）。また、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが必要です（基本条例第12条第2項関連）。

さらに、「清流の国ぎふ」創生総合戦略を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す分野別計画でもあります。

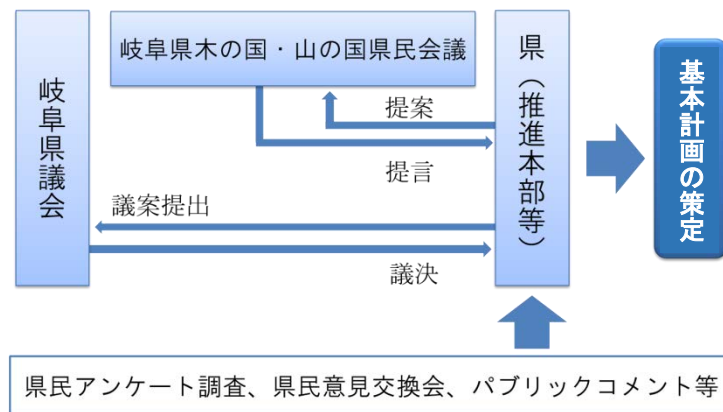
### 3 基本計画の期間

第4期基本計画の期間は、令和4（2022）年度を初年度として、令和8（2026）年度を目標年度とする5か年ですが、社会情勢の変化や県民の意向等に的確に対応するため、必要に応じて随時見直すことができるものとしします。

年 度	H18	H19～H23	H24～H28	H29～R3	R4～R8
第1期基本計画	策定	計画期間			
第2期基本計画		見直し(H23)	計画期間		
第3期基本計画			見直し(H28)	計画期間	
第4期基本計画（今回）				見直し(R3)	計画期間

### 4 策定方法

基本計画は、「岐阜県木の国・山の国県民会議\*」等の意見のほか、県民へのアンケート調査、県民との意見交換会やパブリックコメントの実施等により、広く県民の意見を聴取し、県議会の議決を経て策定します。



### 5 基本計画の推進と管理

基本計画に基づく施策の実施状況については、毎年度、県議会に報告し、その結果を公表します。

公表に当たっては、「岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」として、ホームページ等を通じて発表します。

また、施策の点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映していきます。

